

平成24年4月18日

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

- 1 競争に付するもの
独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員等に対する定期健康診断実施業務
- 2 契約期間及び履行場所
期限 平成24年10月19日まで
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区（清瀬市梅園 1-4-6）
独立行政法人労働安全衛生総合研究所 登戸地区（川崎市多摩区长尾 6-21-1）
- 3 入札説明書の交付場所
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区
本部棟2階総務部総務課経理第一係
- 4 入札及び開札の日時及び場所
日時 平成24年5月11日（金） 11：00
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区
本部棟1階第二会議室
- 5 競争に参加することができない者
契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者。
- 6 入札保証金
入札保証金は免除とする。
- 7 その他
入札公告に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に
問い合わせして下さい。
電話 042-491-4512 松下、水落

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入札説明書

1. 競争に付するもの

独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員等に対する定期健康診断実施業務

2. 購入等件名及び数量

仕様書のとおり。

3. 契約期間及び履行場所

期限 平成24年10月19日まで

ただし、各実施場所において、6月～9月中の1日健康診断を実施し、実施した日から3週間以内に結果通知書等を提出すること。

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区（清瀬市梅園 1-4-6）

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 登戸地区（川崎市多摩区长尾 6-21-1）

4. 支払条件

- (1) 業務完了の確認をもって支払うものとする。
- (2) 支払金額は、受診者数に検査項目単価を乗じて得た金額に消費税相当税を加えた金額とする。

5. 入札及び開札の日時及び場所

日時 平成24年5月11日(金) 11:00

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区

本部棟1階第二会議室

6. 競争参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者、でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りでない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」でA,B,C又はD等級に格付けされている者。

- (4) 官庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者。

7. 入札心得

- (1) 入札価格は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、当法人が提示する受診予定者数に検査項目単価を乗じて計算した総価で行うこととするので、当該総価を記載し、入札内訳書を添付すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。また、契約は単価とする。
- (3) 入札書の形式は別紙のとおりとする。
- (4) 入札書のあて名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」とすること。
- (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
- (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。
- (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
- (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。

8. 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、6(3)の競争参加資格を有することを証明する書類を平成24年5月8日（火）までに提出しなければならない。

9. その他

入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせること。

電話 042-491-4512 松下、水落

入 札 書

入札金額（別紙入札金額内訳書）

金 _____ 円

（仕様書に提示されている検査項目及び受診者数に従って計算した総価）

ただし、独立行政法人労働安全衛生総合研究所等に対する健康診断業務

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。
なお、御採用のうえは確実に履行いたします。

平成24年 5月11日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 殿

委任状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

私は _____ を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

記

1 委任する行為

「独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員等に対する定期健康診断実施業務」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

2 委任する期日

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所
会 社 名
代 表 者
代理人氏名

印
印

仕 様 書

1 契約件名

独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員等に対する定期健康診断等実施業務

2 目的

労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）に勤務する職員等に対して健康保持に必要な定期健康診断を実施するとともに、その結果を取りまとめ記録すること。

3 契約期間

契約締結日から平成24年10月19日まで。

4 健康診断検査項目、対象者及び受診予定者数

別紙1のとおり（受診予定者数は、最低受診人数を保証するものではない。）

5 健康診断実施方法等

- (1) レントゲン装置を搭載した検診車を使用する巡回健診とし、実施場所、日程及び実施時間については下表のとおりとする。

実施場所	日程（予定）	実施時間（各日）
研究所清瀬地区 （東京都清瀬市梅園1-4-6）	平成24年6月～9 月中の1日	9時～12時
研究所登戸地区 （神奈川県川崎市多摩区长尾6-21-1）	平成24年6月～9 月中の1日	9時～12時

- (2) 健診に必要な受診票等については、実施日の2週間前までに送付すること。
- (3) 各巡回健診会場の設営・受付・撤去等は、受託者が行うこと。
- (4) 問診時等においては、内容が他の受診者に聞こえることのないよう会場を設営すること。
- (5) 落札後、実施時期にかかる予定表を作成し、研究所健康診断担当職員（以下「担当者」という。）あてに提出すること。
- (6) 実施時期は、早めに担当者と協議を行い、少なくとも1ヶ月前には実施日を確定すること。
- (7) 各種健診に必要な器材は、受託者が用意すること。
- (8) 巡回健診の際には、医師、放射線技師、看護師等の必要な医療資格を備えた者を配置すること。

- (9) 胸部X線撮影においては、X線の漏洩、妊婦（妊娠の可能性のある女性）に対する撮影時の放射線事故の予防を、確実にを行うこと。

6 健診結果について

- (1) 全受診者にかかる次の資料を健診実施後3週間以内に作成し、紙媒体にて担当者へ提出すること。

①健康診断結果通知書

健康診断の結果は必要な分析を行った上でデータ処理を行い、検査項目毎の数値結果、判定、所見及び指導助言のほか受診者の健康管理に必要な事項を記載し、受診者通知用1部及び健康管理者用1部を担当者に提出すること。なお、健康管理者用に全受診者分について電子媒体（csv形式）を併せて作成し、CD-ROM(R)で提出すること。

なお、受診者あての通知書は、個人ごとに封筒詰めしたものとすること。

②所属地区別の健康診断結果一覧表

③所属地区別の有所見者一覧表

- (2) 特定健康診査に相当する健診結果については、前項の他、次の要領により作成したものを担当者へ提出すること。

- ①所属者のうち共済組合に所属する者について、受診者別の検査結果を電子媒体（XML形式）により作成すること。

- ②作成した電子媒体はCD-ROM(R)で提出すること。

- (3) 健診実施後、緊急連絡の必要な者がいた場合には、担当者あて速やかに報告するとともに、その求めに応じて必要なデータ、若しくは紹介状を提出すること。
- (4) 全受診者のうち、平成23年度に当研究所にて実施した定期健康診断結果の数値について、今年度の健康診断結果通知書に転記すること。なお、当該定期健康診断結果については、平成24年度の全受診者の確定後、担当者より紙媒体にて提供する。
- (5) その他、検査結果の提出に関する詳細については、担当者の指示に従うこと。

7 情報セキュリティの確保

受託者は健康診断の実施にあたり、以下に定める個人情報の管理を厳重に行わなければならない。

- (1) 研究所が提供するデータ等の保護・管理に必要な内部手続きを作成するなど、情報セキュリティ管理体制や貸与物の管理方法について、明確にすること。
- (2) 業務で知り得た情報の秘密は、契約期間中はもとより、その契約終了以降についても保持すること。
- (3) 当該業務で知り得た情報は、契約の目的のためにのみ限定して使用すること。
- (4) 研究所の許可なく、提供するデータ・資料の複写、複製を行わないこと。
- (5) データ漏洩等の事故が発生した場合は、書面にて直ちに発生状況を報告すること。

8 その他

- (1) 本仕様書は、業務の大要を示したものであり、この仕様書に記載のない事項でも、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、自然附帯の業務又は委託者が特に指示した事項は、委託金額の範囲内で実施すること。
- (2) 健康診断の実施に際しては、労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）が定める健康診断の実施に関する条項に適合するよう実施すること。
- (3) 健診実施中に発生した事故等については、事故の大小に関わらず、責任をもって対処すると共に、これに伴う賠償の責を負うこと。
- (4) 廃棄物の処理等については、衛生状態に配慮し、必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。
- (5) 受託者は、本健診を自ら実施するものとし、受託した業務全体を第三者に再委託することを禁止する。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び詳細は担当者と協議すること。

1 一般定期健康診断の検査項目

No.	検査項目	対象者	受診予定者数
1	定期健康診断 医師による診察、身長、体重、BMI、視力検査、血圧測定、尿検査、聴力検査（オージメーター使用 1 K H z 4 K H z）、胸部X線間接撮影	全職員	76名
2	腹囲測定	35歳及び40歳以上	61名
3	血液検査 中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、空腹時血糖、HbA1c、赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット値、血小板数、血清尿酸、血清クレアチニン	全職員	76名
4	肝機能検査 GOT、GPT、 γ -GTP、ZTT	全職員	76名
5	心電図検査（12誘導）	全職員	76名
6	便潜血検査		15名
7	喀痰細胞診（自己採取法）		13名
8	胃部レントゲン間接検査	希望者	28名

- 1 受診対象年齢については平成25年3月31日現在とする。
- 2 BMIとは、体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)をいう。
- 3 受診予定者は、前年度実績である。

2 特別定期健康診断の検査項目 (放射線に被ばくするおそれのある業務)

No.	検査項目	対象者	受診予定者数
9	<p>電離放射線健康診断</p> <p>1 問診 被ばく経歴、自覚症状、皮膚の検査</p> <p>2 血液検査 末梢血液中の白血球数、白血球百分率、赤血球数、血色素量及びマトクリット値の検査</p> <p>3 白内障に関する眼の検査自覚症状の有無、視力</p>	X線取扱従事者	9名 (登戸地区のみ)

3 VDT作業従事職員健康診断

No.	検査項目	対象者	受診予定者数
10	<p>1 問診 業務歴、既往歴、自覚症状</p> <p>2 眼科学的検査 5m視力、近見視力、屈折検査、眼位検査、調節機能検査</p> <p>3 筋骨格系に関する検査</p>	VDT作業に従事し、検査を希望する職員	14名

1 VDT作業とは、ディスプレイ、キーボード等により構成されるVDT (Visual Display Terminals) 機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プログラミング、監視等を行う作業をいう。

2 受診予定者については、前年度実績である。